(c)　この協定に反しない法令の遵守を確保するために必要な措置。この措置には、次の事項に関する措置を含む。

(i)　欺まん的若しくは詐欺的な行為の防止又は契約の不履行がもたらす結果の処理

(ii)　個人の情報を処理し、及び公表することに関連するプライバシーの保護又は個人の記録及び勘定の秘密の保護

(iii)　安全

(d)　美術的、歴史的又は考古学的価値のある国家的財産の保護のためにとる措置

2　第十三条3の規定に従うことを条件として、この協定のいかなる規定も、締約国が次の措置を採用し、又は実施することを妨げるものと解してはならない。

(a)　自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める措置。この措置には、次の措置を含む。

(i)　戦時、武力紛争の時その他の自国又は国際関係における緊急時にとる措置

(ii)　兵器の不拡散に係る国内政策又は国際協定の実施に関連してとる措置

(b)　国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従ってとる措置

3　この協定のいかなる規定も、締約国に対し、その開示が自国の安全保障上の重大な利益に反すると当該締約国が決定する情報の提供又は当該情報へのアクセスを要求するものと解してはならない。

4　締約国は、2の規定に基づいてこの協定に基づく義務に適合しない措置をとる場合であっても、当該義務を回避するための手段として当該措置を用いてはならない。

第十七条　一時的なセーフガード措置

1　いずれの締約国も、次のいずれかの場合には、国境を越える資本取引及び投資財産に関連する取引のための支払又は資金の移転（第十五条に規定する資金の移転を含む。）について制限的な措置を採用し、又は維持することができる。

(a)　国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じ、又は生ずるおそれがある場合

(b)　資本の移動が経済全般の運営、特に金融政策及び為替政策に重大な困難をもたらし、又はもたらすおそれがある例外的な場合

2　1に規定する制限的な措置は、次の全ての要件を満たすものとする。

(a)　他方の締約国に対し、第三国よりも不利でない待遇を与えるよう適用されるものであること。

(b)　国際通貨基金協定に適合するものであること。

(c)　1に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。

(d)　一時的なものであり、かつ、1に規定する状況が改善するに伴い漸進的に廃止されるものであること。

(e)　他方の締約国に対して速やかに通報されるものであること。

(f)　他方の締約国の商業上、経済上又は金融上の利益に対して不必要な損害を与えることを避けるものであること。

3　一方の締約国は、1の規定に基づく措置を採用した場合において、他方の締約国の要請があったときは、自国が採用した制限の見直しのため、当該他方の締約国と協議を開始する。

第十八条　信用秩序の維持のための措置

1　この協定の他の規定にかかわらず、締約国は、信用秩序の維持のための金融サービスに関連する措置（投資家、預金者、保険契約者若しくは信託上の義務を金融サービスを提供する企業が負う者を保護し、又は金融システムの健全性及び安定性を確保するための措置を含む。）をとることを妨げられない。

2　締約国は、1の規定に基づいてとる措置がこの協定に適合しない場合には、当該措置をこの協定に基づく当該締約国の義務を回避するための手段として用いてはならない。

第十九条　知的財産権

1　両締約国は、知的財産権への十分かつ効果的な保護を与え、及び確保し、並びに知的財産の保護に関する制度の効率性及び透明性を促進する。この目的のため、両締約国は、いずれか一方の締約国の要請があった場合には、速やかに協議する。各締約国は、その協議の結果に基づき、他方の締約国の投資家の投資財産に悪影響を及ぼしていると認められる要因を除去するために、自国の法令に従い、適当な措置をとる。

2　この協定のいかなる規定も、知的財産権の保護に関する多数国間協定であって両締約国が当事国であるものに基づく両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

3　この協定のいかなる規定も、いずれか一方の締約国に対し、知的財産権の保護に関する多数国間協定であって自国が当事国であるものにより第三国の投資家及びその投資財産に与えている待遇を、他方の締約国の投資家及びその投資財産に与えることを義務付けるものと解してはならない。

第二十条　租税に係る課税措置

1　この協定のいかなる規定も、租税条約に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。この協定と当該租税条約とが抵触する場合には、その抵触の限りにおいて、当該租税条約が優先する。

2　第二条及び第三条の規定は、租税に係る課税措置については、適用しない。

第二十一条　健康、安全及び環境に関する措置並びに労働基準

一方の締約国は、健康、安全若しくは環境に関する自国の措置の緩和又は自国の労働基準の引下げを通じて他方の締約国及び第三国の投資家による投資を奨励することが適当でないことを認める。一方の締約国は、自国の区域における他方の締約国及び第三国の投資家による投資財産の設立、取得又は拡張を奨励する手段として当該措置又は当該基準の適用の免除その他の逸脱措置を行うべきではない。

第二十二条　利益の否認

1　一方の締約国は、他方の締約国の投資家であって当該他方の締約国の企業であるものが第三国の投資家によって所有され、又は支配されており、かつ、次のいずれかの場合に該当するときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる。

(a)　当該一方の締約国が当該第三国と外交関係を有していない場合

(b)　当該第三国に関する措置であって、当該他方の締約国の企業との取引を禁止するもの又は当該他方の締約国の企業若しくはその投資財産に対してこの協定による利益を与えることにより当該措置に違反し、若しくは当該措置を阻害することとなるものを当該一方の締約国が採用し、又は維持する場合

2　一方の締約国は、他方の締約国の投資家であって当該他方の締約国の企業であるものが第三国又は自国の投資家によって所有され、又は支配されており、かつ、当該他方の締約国の企業が当該他方の締約国の区域において実質的な事業活動を行っていないときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる。

3　この条の規定の適用上、

(a)　企業が投資家によって「所有」されるとは、当該投資家が当該企業の五十パーセントを超える持分を受益者として所有する場合をいう。

(b)　企業が投資家によって「支配」されるとは、当該投資家が当該企業の役員の過半数を指名し、又は当該企業の活動につき法的に指示する権限を有する場合をいう。